

おおいたけん 大分県 からの
たいせつ 大切な おしらせ

回覧

とくてい 特定の びょうき 病気 や しょうがい 障害 を りゆう 理由 に、

こ 子ども が できなくなる 手術 などを うけた ひと 人は、

きゅうゆうせいほごほういちじきんしきゅうほう 「旧優生保護法一時金支給法」 に 基づき

くに 国 から お金 を うけとる ことができます。

「旧優生保護法一時金支給法」について

○平成 31年 4月 24日 に 法律 が できました。

○この 法律 には、本人 の 気持ちを きかれる ことなく 子ども が できなくなる 手術 などを うけ、心 や からだ に 大きな 苦しみ や 痛み を うけた こと について おわび すると かいて あります。

○この 法律 は、子ども が できなくなる 手術 などを うけた 人 に、お金 を 払う と さだめて います。

せいきゅう きげん
請求 期限

れいわ ねん がつ にち
令和6年4月23日

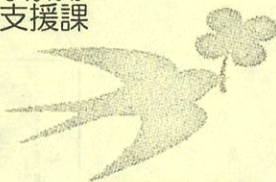
お早め に
相談 して
ください



きゅうゆうせいほごほうそうだんまどぐち

旧優生保護法相談窓口

ばしょ おおいたけん けんこう しえんか
場所：大分県 健康づくり支援課



うけつけ じかん
受付 時間

8:30~17:15

げつよう きんよう
月曜 から 金曜

やす しゅくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始

でんわ そうだん せんよう
電話 相談 (専用)

097-506-2760

メール 相談 (専用) sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX

097-506-1735

*相談窓口 に 来たい ときは 先に 連絡 を してください。
手話通訳・車椅子 など 必要な 方は おしらせ ください。



おおいたけん
大分県
ホームページ

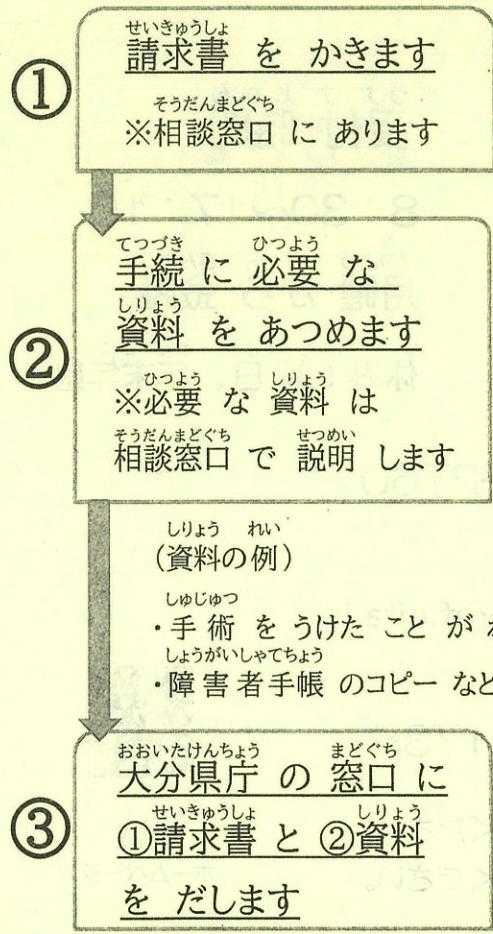
＊ お金を 受けとることができるのは、どのような人 ですか。

- ◇昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 までの間に、
 - ・子ども ができなくなる 手術 をうけた 人
 - ・子ども ができなくなるように 放射線 をあてられた 人
- です。

＊ お金を 受けとる 手続 のしかた や、わからない ことは、どこで おしえて くれますか。

- ◇わからない ことは、旧優生保護法相談窓口 に きてください。
連絡先 は おもて側 にかいて います。
- ◇だれか、手伝って くれる 人が いなくても 安心して 相談 してください。

＊ お金を 受けとるための 方法



請求書 や 資料 は、郵便 で だす ことが できます。



<請求書 など を おくるところ>

〒870-8501

大分県健康づくり支援課

大分市大手町3丁目1番1号

相談窓口 宛

切手